

「平成29年7月5日からの大雨災害義援金」募集要綱（第2版）

社会福祉法人福岡県共同募金会

1 趣旨

平成29年7月5日からの大雨により、県内各地で死傷者・行方不明者等の人的被害や家屋の全壊・半壊、多数の床上・床下浸水等の深刻な被害が発生し、県内1市1町1村（朝倉市、添田町、東峰村）に災害救助法が適用されました。

福岡県共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

平成29年7月5日からの大雨災害義援金

3 受付期間

平成29年7月10日（月）から平成29年8月31日（木）まで

4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行（1）	口座記号番号 00980-0-332036		福岡県共同募金会7月大雨 災害義援金
福岡銀行（2）	春日原支店 （277）	普通預金 1932835	社会福祉法人福岡県共同募 金会 会長 <small>おがわひろき</small> 小川弘毅
西日本シティ銀行 （2）	春日原支店 （003）	普通預金 3063234	

- 1 ゆうちょ銀行における窓口での振替料金は無料。
- 2 福岡銀行、西日本シティ銀行各本支店における窓口での振込みは手数料無料。
- 3 上記以外の他銀行、ATM及びインターネットバンキングを利用しての振込みは手数料有料。

5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、福岡県災害対策本部へ送金し、福岡県が設置する義援金配分委員会を通じて被災者に配分されます。

6 義援金の課税上の取り扱い

この義援金は所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「平成29年7月5日からの大東災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付ください。後日、領収書を発行します。

7 その他

(1) 災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

(2) この要綱は、平成29年7月10日から施行します。

平成29年7月10日改正(第2版)

8 問い合わせ先

社会福祉法人福岡県共同募金会

〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ内

TEL 092-584-3388 FAX 092-584-3386

E-mail bokin@fuku-shakyo.jp

「大分県豪雨災害義援金」募集要綱

社会福祉法人 大分県共同募金会

1 趣旨

平成29年7月5日からの大雨により、死傷者等の人的被害や、建物の全壊・半壊、床上・床下浸水等、多数の被害が発生し、日田市、中津市に災害救助法が適用されました。

大分県共同募金会（以下「本会」という）では、この災害による被災者を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

大分県豪雨災害義援金

3 受付期間

平成29年7月11日（火）から8月31日（木）まで
（期間を延長する場合あり）

4 義援金受入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	名義等
大分銀行	ソーリン支店	普通預金 7547430	大分県共同募金会豪雨災害義援金
ゆうちょ銀行	口座番号	00990-3-236117	大分県共同募金会豪雨災害義援金

○大分銀行の本・支店の窓口からの振込手数料は無料となります。

○ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの振込手数料は無料となります。

○上記以外の他銀行からの振り込み、ATM、ネットバンキング等を利用した場合の振込手数料は有料です。

5 現金書留による義援金の送付

〒870-0907 大分市大津町2-1-41 社会福祉法人大分県共同募金会

※ 現金書留用封筒に「救助用郵便」と明記してください。郵便料金が免除されます。

6 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、税制上の優遇措置（寄付金控除、損金算入）が認められる寄附金に該当します。

①各金融機関等での振込金受領証または②本会発行の受領証（現金受付のみ）をもって税制上の優遇措置対象となります。

ただし、①の場合は、振り込んだ口座が義援金の受付口座であることを確認するため、本要綱「大分県豪雨災害義援金募集要綱」も確定申告時にあわせて必要となります。

なお、本会発行の受領書が必要な場合は、別紙「受領書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付ください。後日、受領書を発行いたします。

7 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、大分県が設置する義援金配分委員会において配分を決定し、市町村を経由して被災された世帯に配分されます。

8 問い合わせ先


〒870-0907 大分市大津町2-1-41

社会福祉法人大分県共同募金会 TEL 097-552-2371 FAX 097-552-6250

大分県豪雨災害義援金

義援金は大分県義援金配分委員会が受け付け被災者に分配いたします。

平成29年7月10日(月)から平成29年8月31日(木)まで

赤い羽根共同募金 

平成29年7月5日 からの大雨災害義援金


義援金は福岡県義援金配分委員会が受け付け被災者に分配いたします。

平成29年7月10日(月)から平成29年8月31日(木)まで

赤い羽根共同募金

行き先は、 福岡県。

平成29年7月5日からの大雨災害義援金は福岡県が設置する義援金配分委員会を通じて、被災者の生活再建のために分配されます。皆様のご協力をお願い申し上げます。

赤い羽根共同募金 

兵庫県共同募金会